

回数 〔年度〕	問 題
第75回 〔令和7年度〕	<p>問1 (25点)</p> <p>固定資産評価員について、その制度の趣旨、任務、定数及び任期について説明した上で、その選任の手続、兼職が禁止されている職務及び欠格事項についても説明しなさい。</p> <p>また、併せて、固定資産評価補助員の制度の趣旨についても説明しなさい。</p> <p>問2 (25点)</p> <p>固定資産税の免税点の意義について説明した上で、次の事例における令和7年度分の土地及び家屋の固定資産税の免税点の適用について説明しなさい。</p> <p>(1) 甲が、X市とY市に次の固定資産を所有している場合</p> <p>(X市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地A (価格600万円、課税標準額100万円)</li> <li>・家屋B (価格及び課税標準額300万円)</li> </ul> <p>(Y市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地C (価格及び課税標準額15万円)</li> <li>・土地D (甲、乙共有名義、価格及び課税標準額150万円)</li> </ul> <p>(2) 丙が、Z市のa区とb区に次の固定資産を所有している場合</p> <p>(Z市a区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地E (価格及び課税標準額20万円)</li> <li>・家屋F (価格及び課税標準額10万円)</li> </ul> <p>(Z市b区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地G (価格500万円、課税標準額350万円)</li> <li>・家屋H (価格及び課税標準額700万円)</li> </ul> <p>(注1) X市及びY市は、地方自治法第252条の19第1項の市以外の市であり、Z市は地方自治法第252条の19第1項の市である。</p> <p>(注2) 各事例に記載されている価格及び課税標準額は、いずれも令和7年度の金額である。</p>

回数 〔年度〕	問	題
	<p><b>【参考】</b></p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） （指定都市の権能）</p> <p>第252条の19 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>2（略）</p>	